

嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）の骨子

令和7年10月23日

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所

佐賀県 県土整備部 河川砂防課



目 次

I. これまでの経緯と今回ご確認いただきたい内容	
1. 直近の学識者懇談会における河川整備計画内容の点検結果について	 P. 2
2. 今回のご確認頂きたい内容	 P. 3
II. 嘉瀬川水系河川整備計画変更の要点・ポイント	
3. 嘉瀬川水系河川整備計画の変更要点	 P. 4
4. 変更河川整備計画のキーワード・テーマ	 P. 5
5. 河川整備計画変更のポイント	 P. 6
III. 嘉瀬川水系河川整備計画の変更内容	
6. 嘉瀬川水系河川整備計画の主な変更	 P.31
IV. 今後のスケジュール	
7. 嘉瀬川水系河川整備計画（変更）に係るスケジュール案	 P.34

1. 直近の学識者懇談会における河川整備計画内容の点検結果について

平成18年11月 嘉瀬川水系河川整備基本方針 策定

平成19年10月 嘉瀬川水系河川整備計画 策定

令和6年2月 学識者懇談会
河川整備計画内容の点検

主要内容

<社会情勢等の変化>

- ・土地利用の変化
- ・人口・資産等の変化
- ・近年の洪水等による災害の発生状況

<河川整備の進捗状況・見通し>

- ・事業完了箇所
- ・事業箇所の進捗状況
- ・当面の整備予定

<河川整備に関する新たな視点>

- ・流域治水の取り組み
- ・気候変動を踏まえた計画への見直し



流域の次なる治水安全度の向上に向けて、引き続き流域治水の取り組みを関係者一体となり進めるとともに、気候変動による降雨量の影響を考慮した河川整備計画の変更を進めることとする。

河川整備計画に基づく整備の実施

2. 今回の学識者懇談会でご確認頂きたい内容

嘉瀬川水系河川整備計画(変更原案)について、国と佐賀県が一体となった計画となることから、今回は、国の学識者懇談会及び佐賀県川づくり委員会を合同開催としている。

学識者懇談会の目的

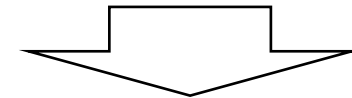
嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 規約 より要約

1. **河川整備計画内容の点検**に対して意見を伺う
 - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - ・事業の進捗状況及び見通し
 - ・河川整備に関する新たな視点など
2. **河川整備計画変更の必要性が生じた場合に
変更原案に対して意見を伺う**
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、3～5年に一度実施する**事業再評価（継続や見直し等）**や事業完了後5年以内に実施する**事後評価について審議を行う**

佐賀県川づくり委員会の目的

佐賀県川づくり委員会 規約 より抜粋

委員会は佐賀県が策定しようとする河川整備計画(案)について専門的立場から意見を述べ、風土、文化等の流域特性を反映した河川整備計画(案)の策定に資することを目的とする。



今回、佐賀県が策定しようとする嘉瀬川水系河川整備計画(原案)に対して意見を伺う

3. 嘉瀬川水系河川整備計画の変更要点

変更に至った背景

- 国において、平成18年11月に「嘉瀬川水系河川整備基本方針」、平成19年10月に「嘉瀬川水系河川整備計画」を策定。佐賀県においても、平成29年3月に「嘉瀬川水系河川整備計画」を策定。
- 河川整備計画策定以降、流域内の各市人口はほぼ横ばいにあるが、世帯数は増加しており、また、有明海沿岸道路の整備、佐賀駅周辺の整備、佐賀アリーナの開業及び佐賀インターナショナルバルーンフェスタの開催など、嘉瀬川流域では地域産業の活性化に向けた取り組みが進められている。
- 嘉瀬川では、河川整備計画における整備期間を概ね20年間として、嘉瀬川ダムの建設、堤防整備や河道掘削等の河道整備及び堤防の強化対策等を進め、上流部の一部の区間を除き、概ね目標を達成できている。
- 一方で、近年、全国的に広範囲で記録的な大雨が観測され、甚大な水害が多発。佐賀県内においても、平成30年から令和3年まで4年連続で大雨特別警報が発表されるなど、大雨が頻発。気候変動の影響により、今後、短時間強雨の発生頻度や降水量が増大することが予測されている。
- 令和5年7月の出水では、基準地点官人橋において観測史上最高の水位を記録し、気候変動の影響等によりさらに大きい洪水が発生するおそれがある。
- ハード対策のみならず、ソフト対策や流域対策など、あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換を進めている。
- 嘉瀬川ダムの洪水調節機能を最大限活用するためには、洪水調節ルールの変更が必要であるが、そのためには、大臣管理区間だけでなく、知事管理区間も更なる河川整備が必要。
- 以上の状況に鑑み、流域全体の更なる安全度向上のため、国と佐賀県が一体となって河川整備計画を変更する。

整備計画変更のポイント

① 更なる安全度向上のための変更

- 整備期間
- 整備目標
- 整備内容

③ その他の事項による修正

- 現行計画に記載している統計データの時点修正
- 整備の進捗状況に合わせた記載内容の時点修正

② 社会情勢の変化等を踏まえた変更

- 更なる良好な河川環境の整備と保全に向けた記載を追加
- 「気候変動への適応」「流域治水」に関する記載を追加
- 「施設の能力を上回る洪水等への対応」に関する記載を追加
- 「水防災意識社会再構築」に関する記載を追加
- 「事前放流」等に関する記載を追加
- グリーンインフラの推進

4. 変更河川整備計画のキーワード・テーマ

- 現行の整備計画においては、嘉瀬川の望ましい姿として3つの柱で“川づくり”を目指すことを基本理念として掲げている。
- 今回変更する河川整備計画の基本理念については、現行計画を踏襲し、総合的に取り組む。

河川整備の基本理念

嘉瀬川水系河川整備計画は、流域住民が安心、安全に暮らせるよう社会基盤の整備を図ると共に、自然豊かな河川環境を保全・創出し、歴史、文化、地形特性を踏まえ、流域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、「**歴史情緒あふれる自然豊かな嘉瀬川**」を基本理念とします。

基本理念の実現にあたっては、次に掲げる3つの項目を基軸としつつ、これらの総合的・一体的な取り組みによることとします。

～嘉瀬川流域の風土・歴史・文化に根ざした川づくりを目指すため～

治水

災害から流域住民の貴重な生命、財産を守り、安全で安心してく
らせる川づくり

利水

川の恵みに感謝し、豊かな社会が築ける川づくり

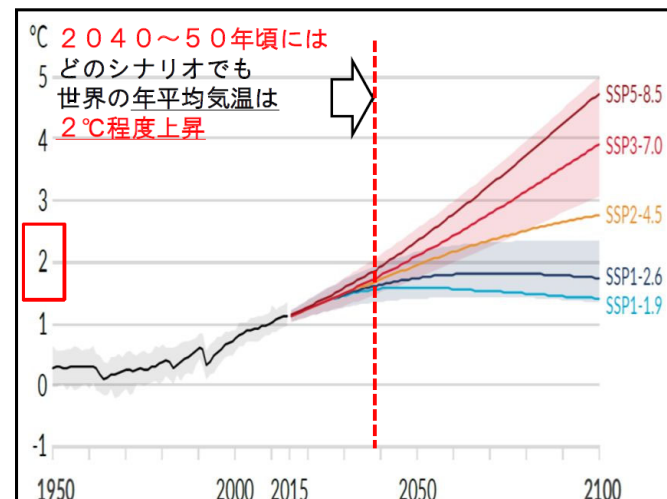
環境

嘉瀬川らしい自然環境と歴史を保全・創出し、将来に継承する川づくり

5. 河川整備計画変更のポイント ①更なる安全度の向上に向けた変更

気候変動を踏まえた治水計画のあり方

- 年平均気温上昇を2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
現行の治水対策が完了したとしても治水安全度は目減り
- 河川整備計画等についても、気候変動を踏まえ安全度を維持するための目標外力の引き上げが必要



気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)

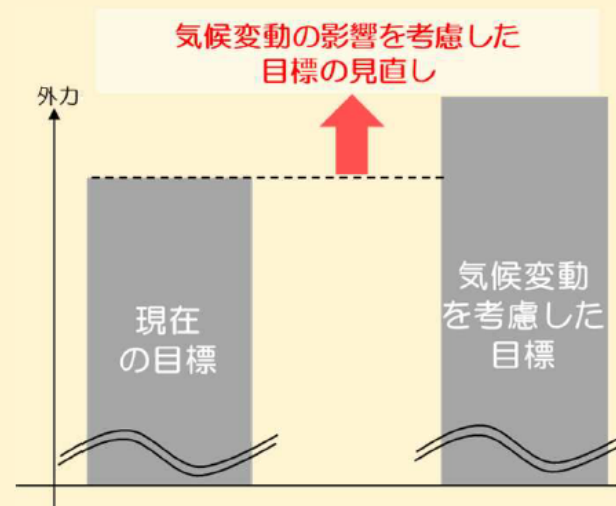
気候変動 シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))
2℃上昇相当	約1.1倍



降雨量が約1.1倍となった場合

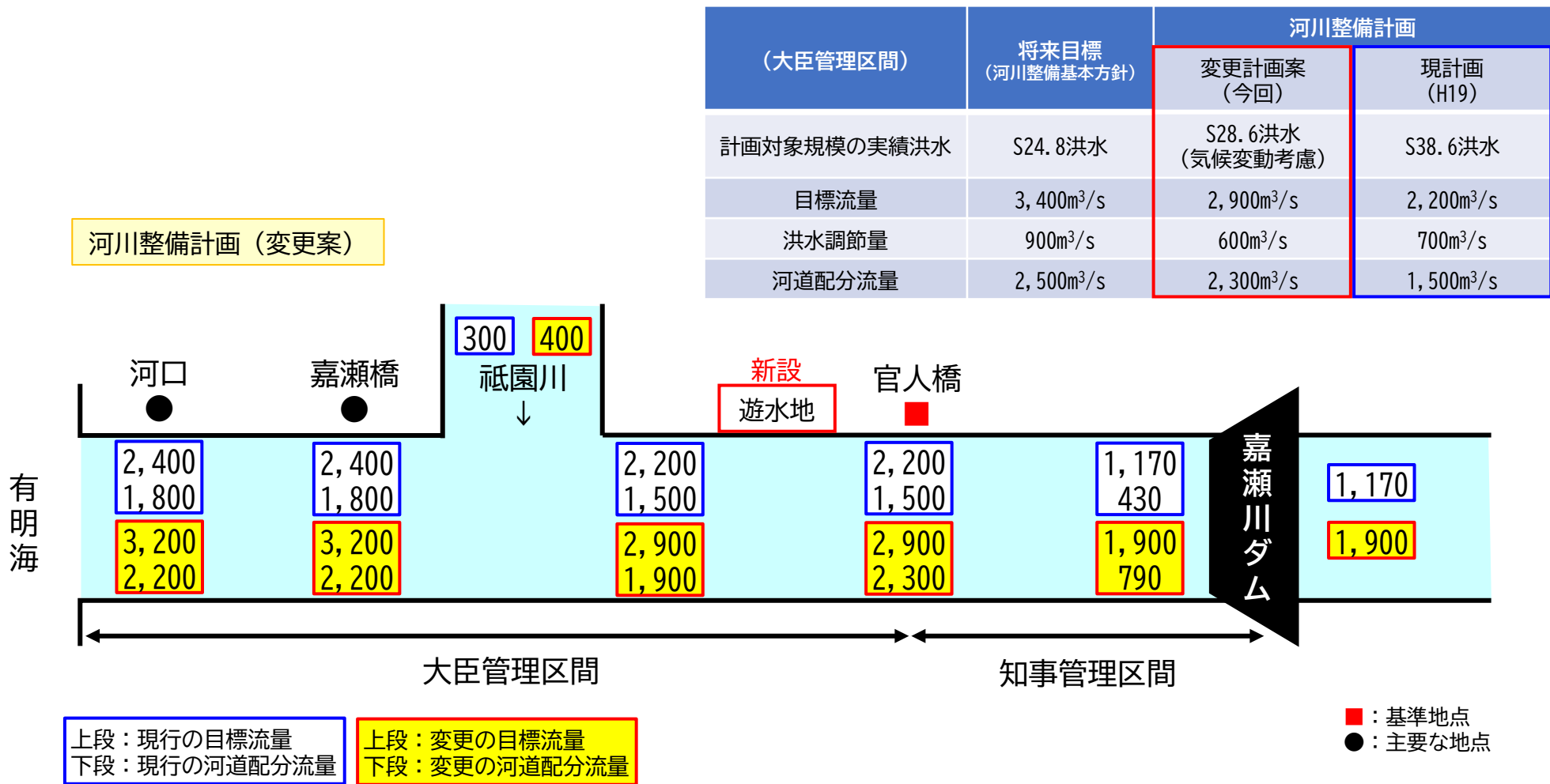
全国の平均的な 傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする洪水規模(1/100~1/200)の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



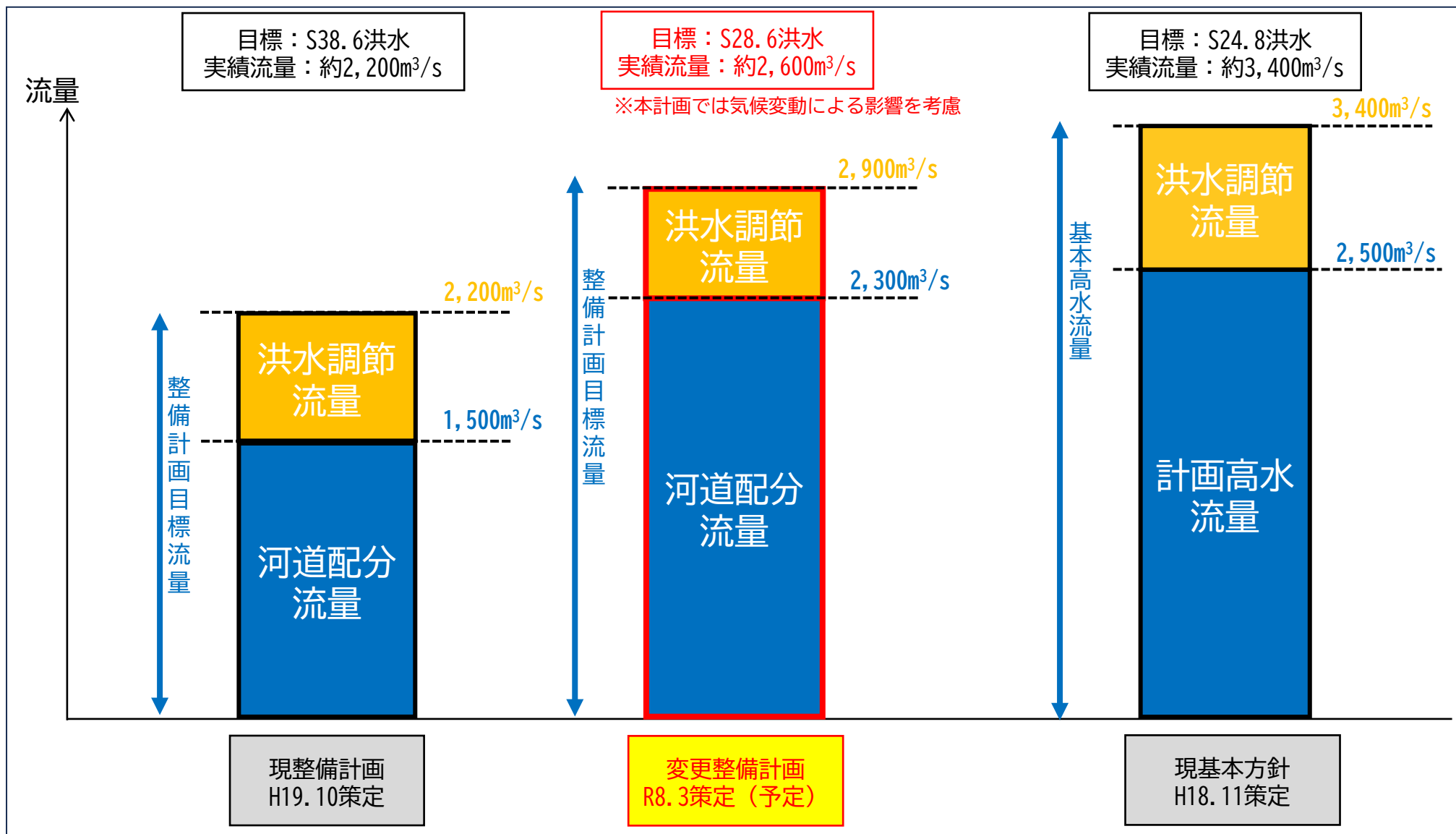
5. 河川整備計画変更のポイント ①更なる安全度の向上に向けた変更

- 今回の嘉瀬川水系河川整備計画の変更においては、大臣管理区間・知事管理区間を対象とする。
- 本計画の大臣管理区間においては、河川整備基本方針に定める長期的な目標を見据えた今後の河川改修の段階的整備として、整備期間を概ね20年間、整備目標をS28.6洪水（気候変動考慮）を安全に流下できる河道と設定。
- 本計画の知事管理区間においては、これまでの河川整備の進捗状況や上下流バランス等を考慮し、大臣管理区間と同様の整備期間、整備目標を設定。
- 嘉瀬川水系における整備目標の概要を下図に示す。



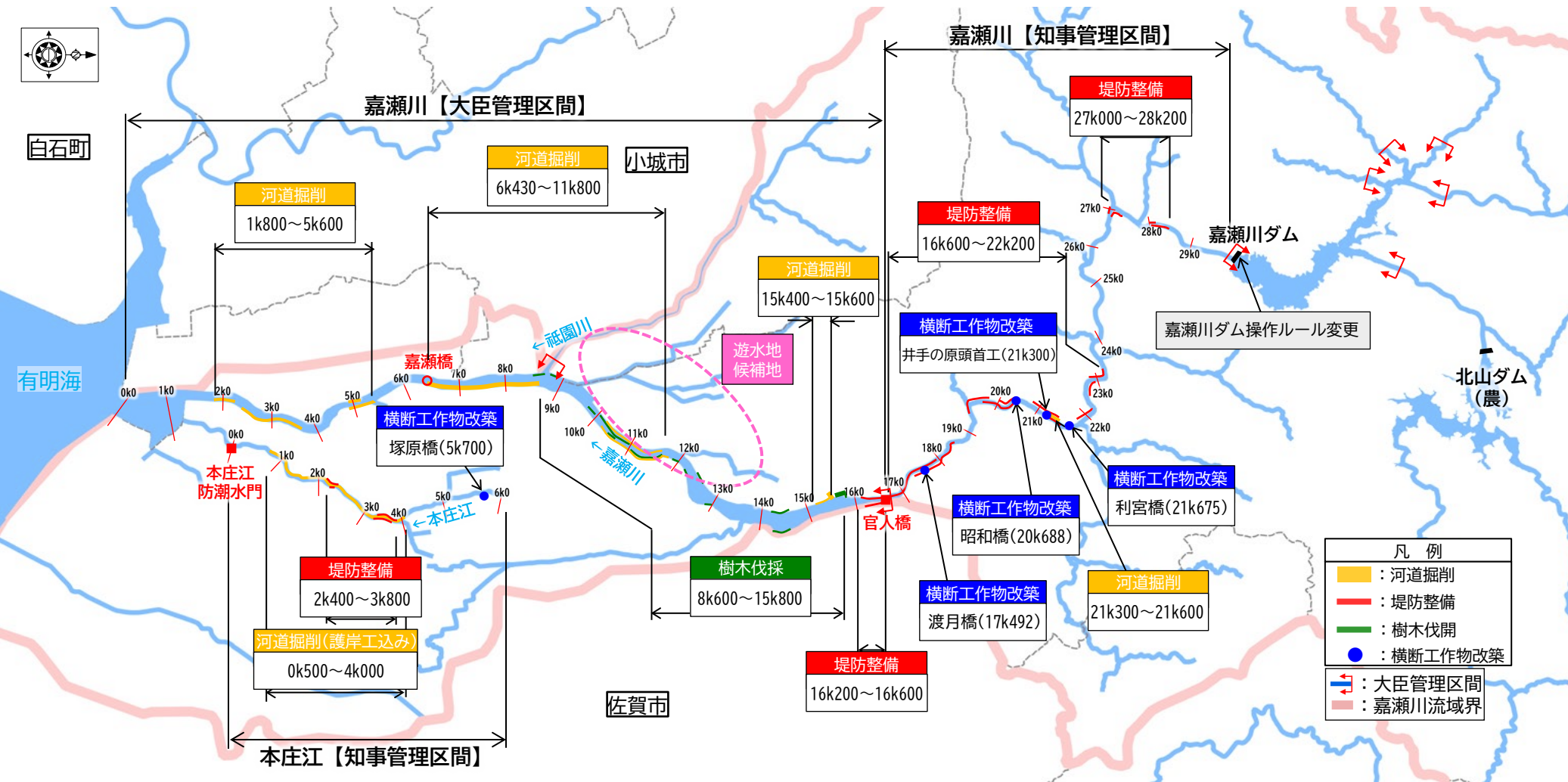
5. 河川整備計画変更のポイント ①更なる安全度の向上に向けた変更

- 現行の整備計画で目標としていた戦後第3位であるS38.6洪水規模の流量を河道で安全に流下させるための河川整備が概ね完成している。
- 本計画では、戦後第2位であるS28.6洪水に気候変動による影響を考慮した流量を河道で安全に流下させることを目標とし河川整備を行う。



5. 河川整備計画変更のポイント ①更なる安全度の向上に向けた変更

○更なる安全度の向上に向け、河川整備の目標を達成するために実施する河川整備の主な実施内容を下図のとおり変更。



※施工の場所の起終点及び法線位置については、地形の変化等に伴い微細な変更が生じる可能性があります。

※遊水地の位置・諸元等については、今後検討するため、変更が生じる可能性があります。

5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

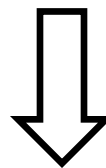
「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」
提言概要

現状

- 平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
- 今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

河川を取り巻く
社会経済情勢等
の変化

気候変動による影響
河川管理施設等の老朽化
生産年齢人口の減少や働き方改革



ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き
企業の環境意識の向上
流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

今後の河川整備等のあり方

今後の河川整備等のあり方

(1) 河川環境の目標

治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開

- 「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
- 河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
- 河川や地域の特性を踏まえた目標の設定 など

(2) 生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出

蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層促進

- 調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
- 災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善 など

今後の河川整備等のあり方

(1) 流域連携・生態系ネットワーク

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- 流域治水の取組と合わせ、グリーンインフラの取組を展開
- 生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- 関係機関と連携した環境データの一元化や協同研究の促進 など

(2) 流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり

ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- 民間企業等による流域における環境活動の認証、官民共同に向けた支援や仕組みの充実
- 利用しやすい環境関連データの整備と情報発信

5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

【参考】提言における関連記述（河川における目標設定について）

2. これまでの河川環境の取組（関連部分抜粋）

2-2 多自然川づくりでの取組事例

・今後、改善に努めていくべき事項

他の河川においては、河川環境調査の結果が設計に十分に活かされなかった事例や、湿地整備後に土砂が堆積して樹林化が進行しているなど、河川の作用を踏まえた持続性の検討やモニタリングを踏まえた順応的な管理が行き届いていない事例も確認されている。こうした事例が散見されることから、**必ずしも全ての河川、全ての河川管理行為において、多自然川づくりの趣旨が徹底されているとは言えないと考えられる。**その要因については今後の分析が必要であるが、**河川環境の目指すべき水準が必須事項として明確に河川整備計画等に位置づけられていないこと**、河道設計の考え方が確立されていないこと、河川環境上の観点での設計担当者の意図を施工担当者に十分に理解させる体制になっていないこと、職員個々の河川環境に関する理解不足など、様々なことが考えられ、さらに、それらの複合的な要因も考えられる。



4. 今後の河川整備等のあり方（関連部分抜粋）

4-1 河川における取組

（1）河川環境の目標

今後の河川環境施策を着実に進めていくためには、各河川において目指すべき河川環境の方向性や実現すべき水準について関係者が共通認識の下で取組を進めることが重要である。**全ての川づくりの基本である多自然川づくりを、河川管理の現場において、より具現化していくためには、河川環境を保全・創出するにあたり特に重点的に達成すべき事項について、河川環境の目標を定量的に設定することが必要である。**これは、施工段階だけでなく、維持管理を行っていく上でも重要となる。そして、設定した目標の達成に向けて、河川環境を評価し、順応的に維持管理を行い、手法や目標を見直しながら改善に結びつけていくことが必要である。

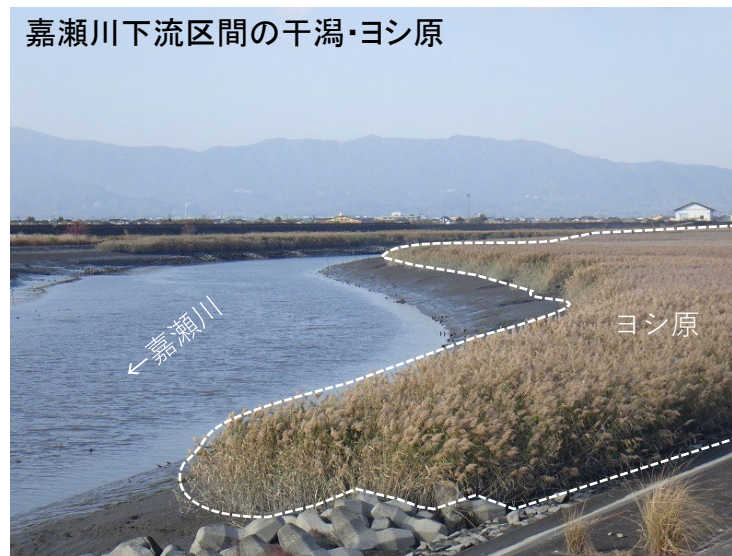
5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

河川環境の目標設定

<嘉瀬川下流区間の目標>

有明海特有の広大な干潟、ヨシ原が広がる汽水環境を保全・創出する

- 有明海固有種のアリアケヒメシラウオ等が生息する水域を保全するとともに、希少貝類（ヤベガワモチ、センバイアワモチ、クリイロコミミガイ等）、干潟性シギ・チドリ類等が生息する干潟を保全・創出する。
- オオヨシキリが生息・繁殖するヨシ原を保全・創出する。



5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

整備の方向性

- 整備計画変更に伴う目標流量の増加により、嘉瀬川下流域は、HWLでの流下能力が不足する箇所がある。
- HWLでの流下能力を満足させるため、同区間については「河道掘削（感潮区間）」を実施する。
- 河道掘削（感潮区間）：嘉瀬川1k800～2k200付近、2k600～3k800付近、4k600～5k600付近

整備案の概要

- ① アリアケヒメシラウオ等の有明海固有種が遡上する水域の改変を回避する。
- ② 河道掘削では潮間帯の高さを緩傾斜（勾配 1/50※）に掘削し、干潟の少ない区間で干潟環境を創出し、ムツゴロウ等の生息環境を創出する。
※掘削勾配は過去のモニタリング結果から1/50を基本とするが、水際部の堆積状況等断面毎に詳細に分析のうえ設計する。
- ③ 高水敷のセイタカアワダチソウ群落等の外来種群落を除去し、ヨシやアイアシの根茎を含む掘削箇所の土砂を蒔き出すことで外来種群落からアイアシなどへの転換を図る。
- ④ 確認エリアが限られている希少貝類（ヤマガワモチ、センバイアワモチ等）の生息環境を保全するため、確認地点1k8～2k2、2k4～3k8では対岸（左岸側）のみを掘削する。
- ⑤ 河道掘削箇所ではヨシ移植（捨石の囲いによる拡大防止）や捨石工の設置により水際線の複雑化、多様な環境創出を行い、希少貝類の生息環境を創出する。生息個体数の少ない種については学識者の助言を仰ぎながら移植等の保全対策を実施する。

河川環境の整備と保全（保全・創出方法）



④確認エリアが限られている希少貝類の生息環境を保全するため、確認地点では対岸（左岸側）のみを掘削する。

③高水敷の外来種群落を除去し、ヨシやアイアシの根茎を含む掘削箇所の土砂を蒔き出すことでアイアシなどへの転換を図る。

岸際への捨石工や水制設置

嘉瀬川3k600

アイアシ群集

ヨシ群落

堤防保護ラインを確保

HWL

①ムツゴロウ等が生息する干潟、アリアケヒメシラウオ等の有明海固有種が遡上する水域の改変を回避する。

ヨシ群落

平均満潮位

平均干潮位

⑤河道掘削箇所ではヨシ移植や捨石工の設置により水際線の複雑化、多様な環境創出を行い、希少貝類の生息環境を創出する。生息個体数の少ない種については学識者の助言を仰ぎながら移植等の保全対策を実施する。

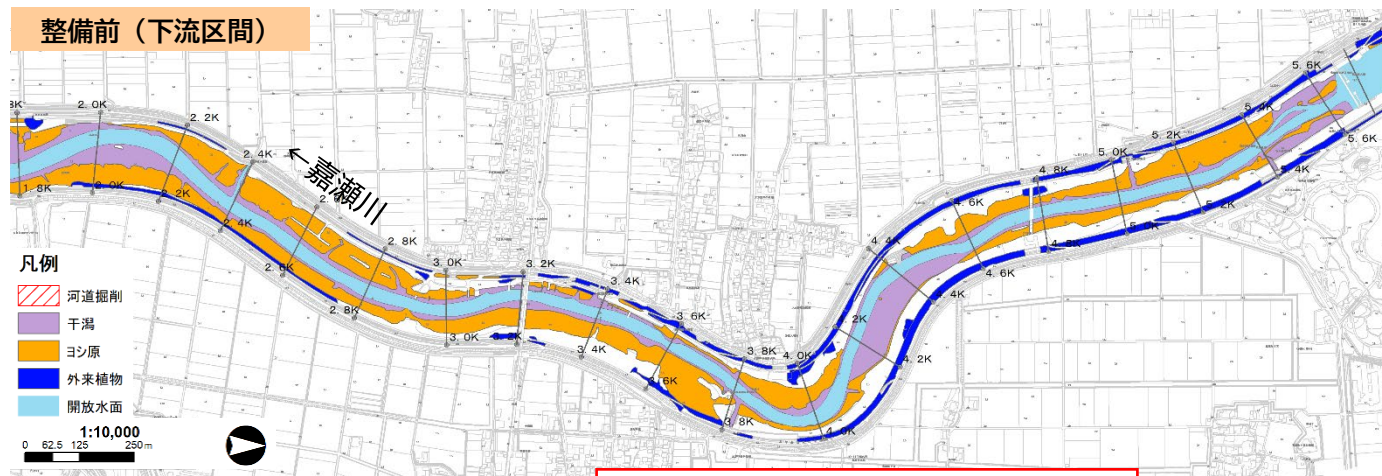
②河道掘削では潮間帯の高さを緩傾斜（勾配1/50※）に掘削し、干潟環境を創出し、ムツゴロウ等の生息環境を創出する。
※掘削勾配は過去のモニタリング結果から1/50を基本とするが、水際部の堆積状況等断面毎に詳細に分析のうえ設計する

5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

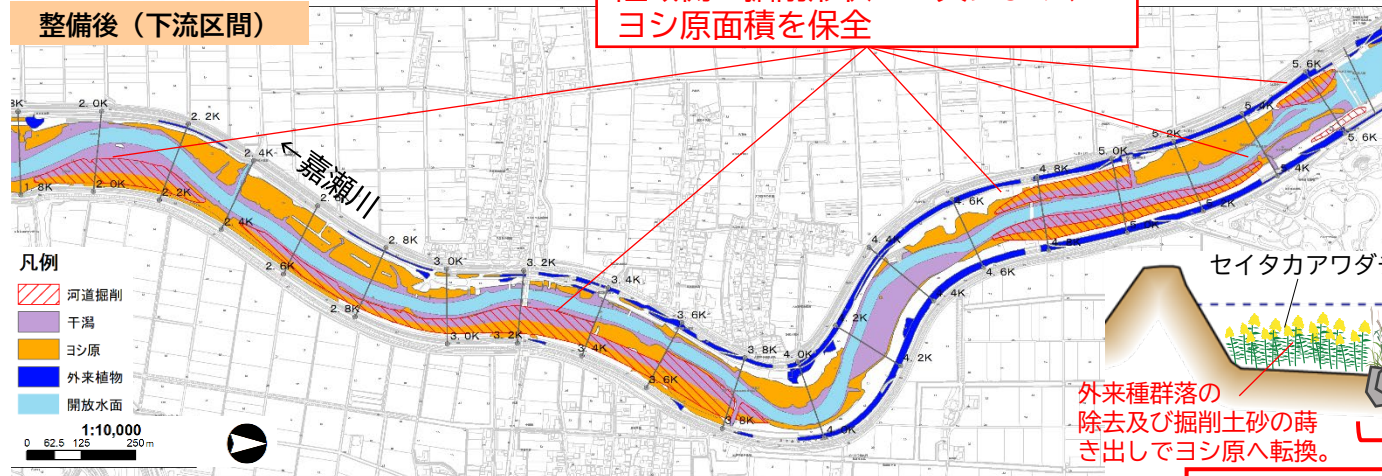
河川環境の整備と保全（整備前後）

- 嘉瀬川下流区間の河川整備においては、潮間帯の高さを緩傾斜掘削し、干潟、ヨシ原が広がる汽水環境の保全・創出を図る。
- その結果、下流区間の整備区間全体（0.0k～5.6k）では、希少貝類（ヤマガワモチ、センバイアワモチ）、ムツゴロウ、干潟性シギ・チドリ類などの生息・繁殖環境に適した干潟環境について、現状の約96.2haを保全するとともに、約5.9haを創出する。

整備前（下流区間）

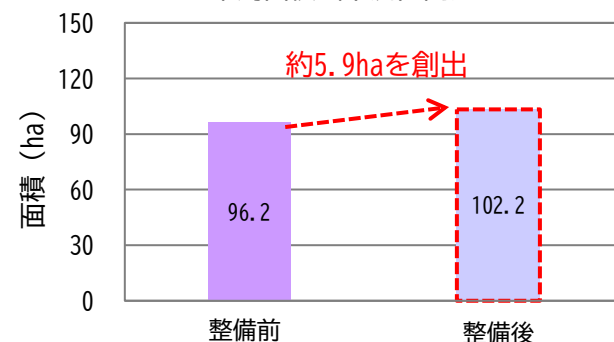


整備後（下流区間）



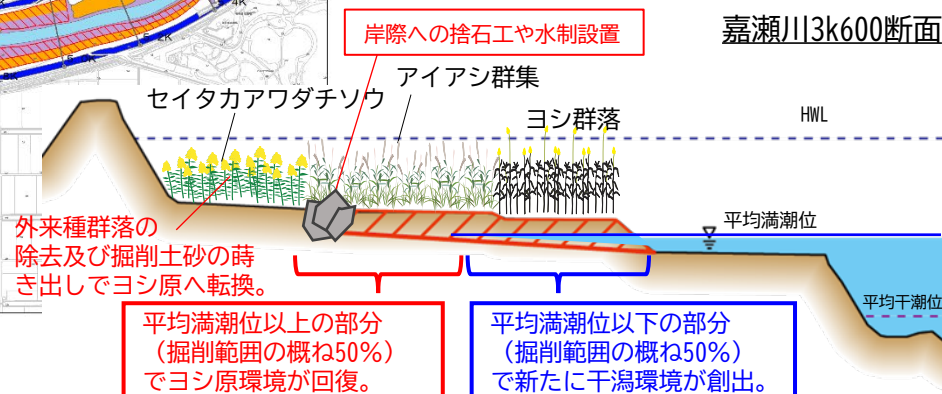
現状の干潟範囲と干潟創出位置

干潟面積（下流区間）



整備前

嘉瀬川13k600断面



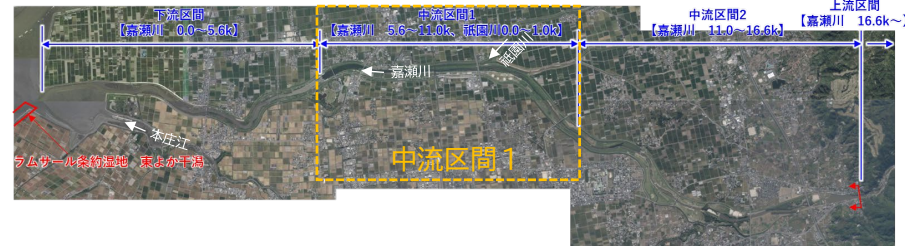
5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

河川環境の目標設定

<嘉瀬川（中流区間1）の目標>

湛水区間において、利活用機能を確保しつつ、タナゴやタナゴの産卵母貝であるイシガイ等が生息できる水際環境の良好なワンド・たまりを保全・創出する

- アサザ群落が分布し、タナゴ類や産卵母貝（イシガイ科二枚貝）が生息するワンド・たまりを保全・創出する。
- タナゴ類や産卵母貝（イシガイ科二枚貝）、アリアケスジシマドジョウの生息場となっている浅場を保全・創出する。
- 現状の利活用に極力影響が生じないよう、浅場の創出区間を設定。



嘉瀬川中流区間1の空中写真



嘉瀬川中流区間1のワンド



利活用状況



5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

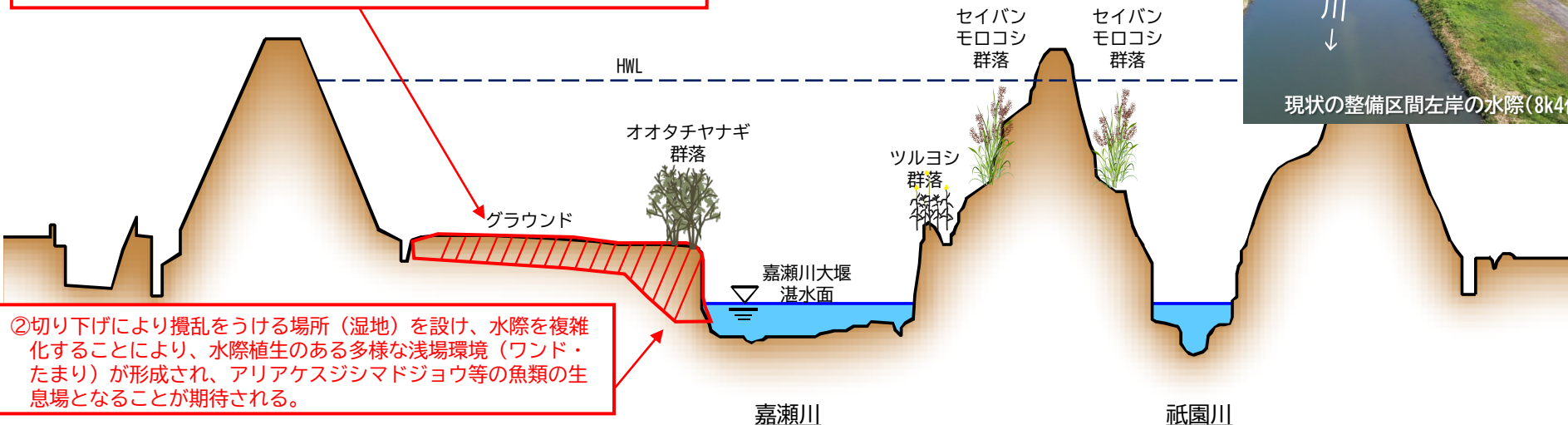
整備の方向性

- 整備計画変更に伴う目標流量の増加により、嘉瀬川中流区間1では、HWLでの流下能力が不足する箇所がある。
- HWLでの流下能力を満足させるため、同区間については河道掘削を実施する。
- 河道掘削：嘉瀬川6k430～8k600左岸

整備案の概要

- ① 当該区間は、「佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」会場として利用されていることから、利活用に影響がない高さで高水敷切り下げを行い、利活用機能を確保する。
- ② 切り下げにより攪乱をうける場所（湿地）を設け、水際を複雑化することにより、水際植生のある多様な浅場環境（ワンド・たまり）が形成され、アリアケスジシマドジョウ等の魚類の生息場となることが期待される。
- ③ 掘削では貴重な植物（アサザ）の分布範囲の掘削は行わない。

①当該区間は、「佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」会場として利用されていることから、利活用に影響がない高さで高水敷切り下げを行い、利活用機能を確保する。

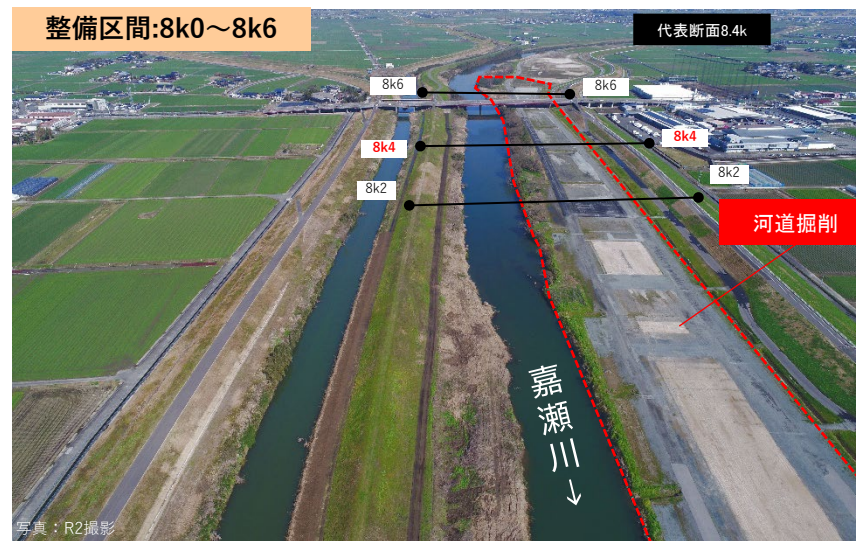


②切り下げにより攪乱をうける場所（湿地）を設け、水際を複雑化することにより、水際植生のある多様な浅場環境（ワンド・たまり）が形成され、アリアケスジシマドジョウ等の魚類の生息場となることが期待される。

河川環境の整備と保全（保全・創出方法）

整備区間:8k0～8k6

代表断面8.4k

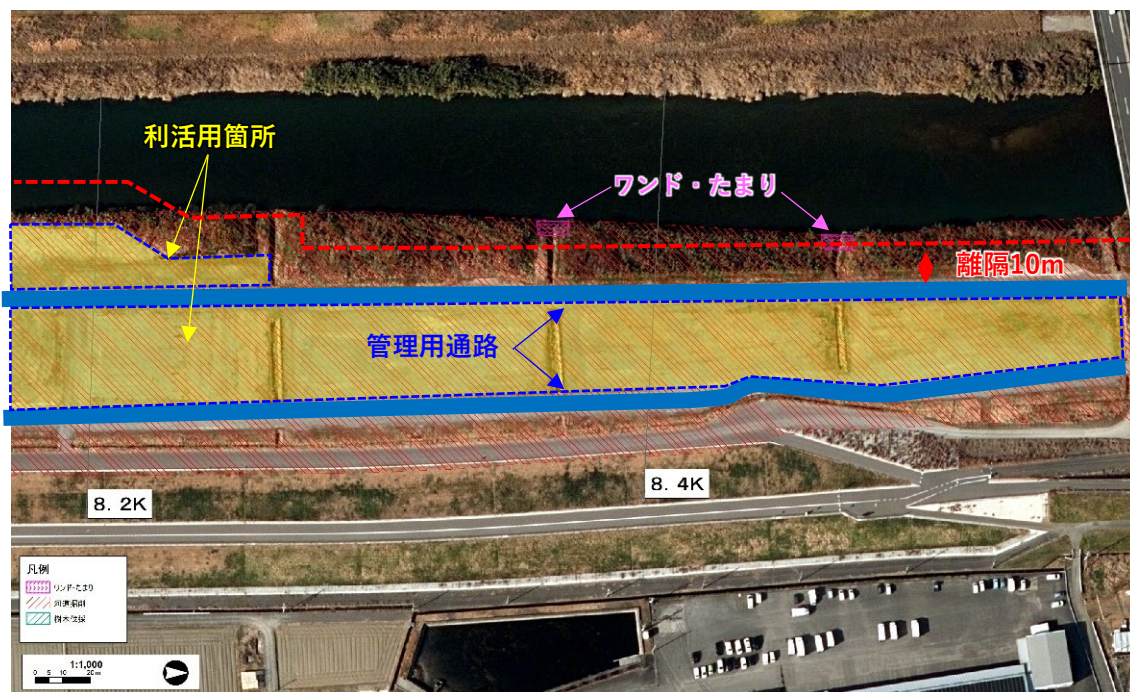


5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全（保全・創出方法）

- 中流区間1（下流左岸 6.2～8.6k付近）の河川整備においては、嘉瀬川大堰の湛水区間で水際に浅場が乏しく単調な水際線となっていることから、河道掘削箇所において水際の切り下げ、水際植生のある多様な浅場環境（ワンド・たまり）を創出することにより、水際線の複雑化を行う。
- 浅場環境（ワンド・たまり）の水深は、アリアケスジシマドジョウやタナゴ類（ヤリタナゴ、カゼトゲタナゴ）の産卵母貝（キュウシュウササノハガイ、イシガイ）を対象として、水深50cm程度で掘削する。

- ・ 河岸を掘り込みワンド・たまりを創出し水際線を複雑化させ、多様な環境を創出する。
- ・ 既存利活用を侵さない範囲で対応するため、管理用通路から10m離隔を確保できる8.2k～8.6kにおいて、高水敷の素掘り水路の河川接続部を切り下げる。



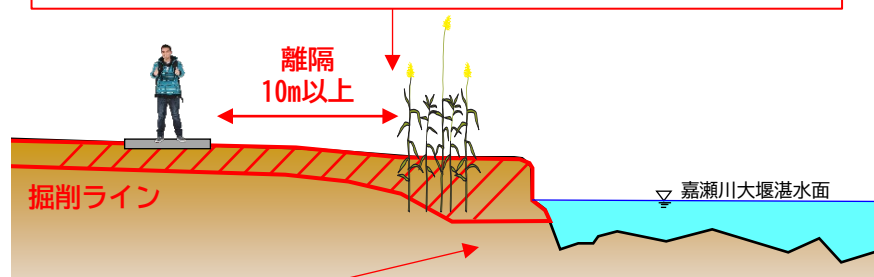
河道掘削区間での浅場創出平面イメージ

水深50cm程度の植生のある浅場はタナゴ類（ヤリタナゴ、カゼトゲタナゴ）の産卵母貝（キュウシュウササノハガイ、イシガイ）の生息や、アリアケスジシマドジョウの産卵場となるほか、稚仔魚の生息場など、多様な魚類の生息・繁殖場となることが期待される。

高水敷掘削時に水際線を複雑化した事例（嘉瀬川）



佐賀インターナショナルバルーンフェスタ等の利活用機能を確保しつつ、浅場を創出する。



高水敷盤下げ区間での浅場創出横断イメージ

5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

整備の方向性

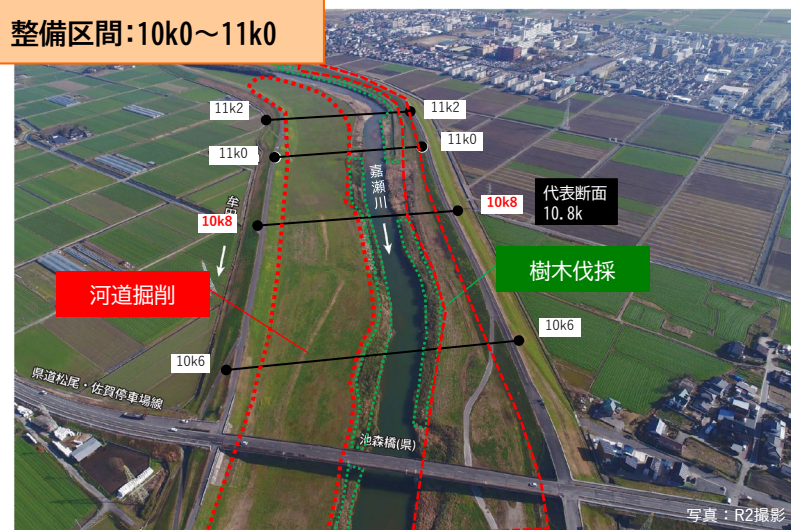
- 整備計画変更に伴う目標流量の増加により、嘉瀬川下流域は、HWLでの流下能力が不足する箇所がある。
- HWLでの流下能力を満足させるため、同区間については河道掘削及び樹木伐採を実施する。
 - ・河道掘削：嘉瀬川10k400～11k000右岸
 - ・樹木伐採：嘉瀬川8k600～ 11k000（伐採区間は13k000まで）

整備案の概要

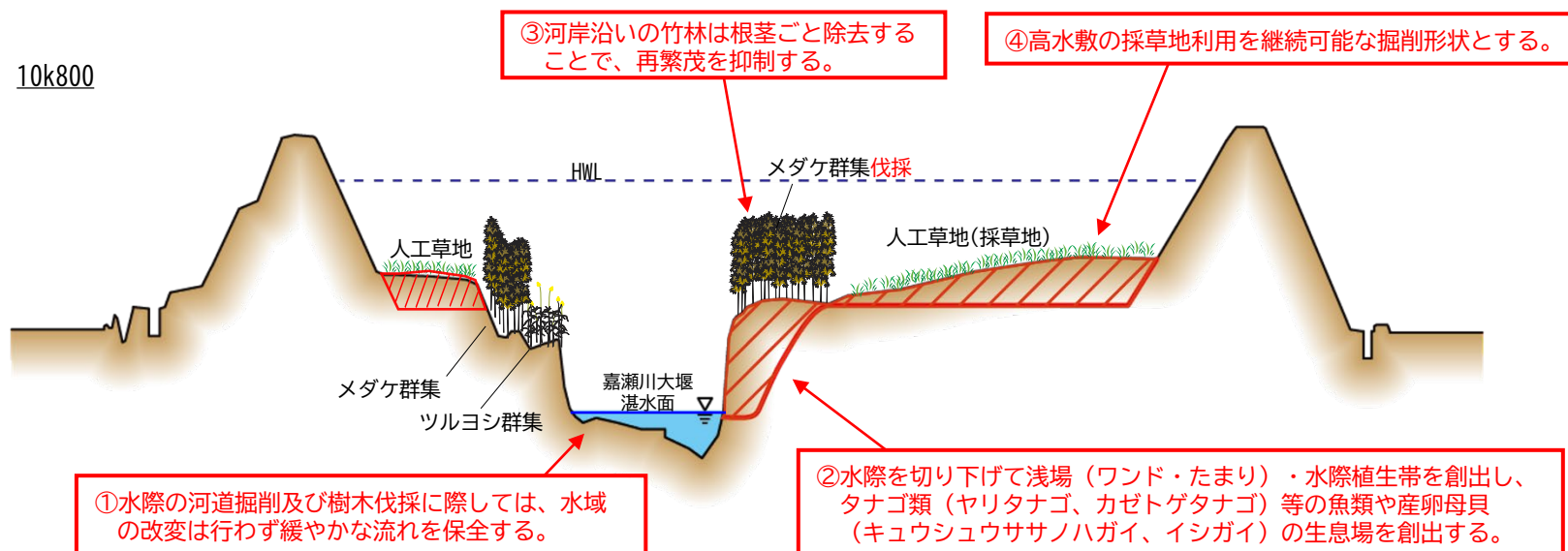
- ① 水際の河道掘削及び樹木伐採に際しては、水域の改変は行わず緩やかな流れを保全する。
- ② 右岸の河道掘削箇所では水際を切り下げて浅場（ワンド・たまり）・水際植生帯を創出し、タナゴ類（ヤリタナゴ、カゼトゲタナゴ）等の魚類や産卵母貝（キュウシュウササノハガイ、イシガイ）の生息場を創出する。
- ③ 河道掘削箇所では河岸沿いの竹林は根茎ごと除去することで、再繁茂を抑制する。
- ④ 高水敷の採草地利用を継続可能な掘削形状とする。

河川環境の整備と保全（保全・創出方法）

整備区間:10k0～11k0



10k800

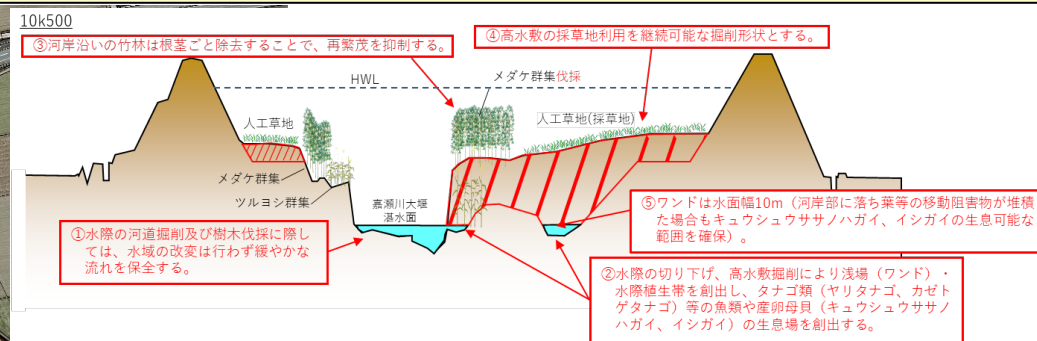
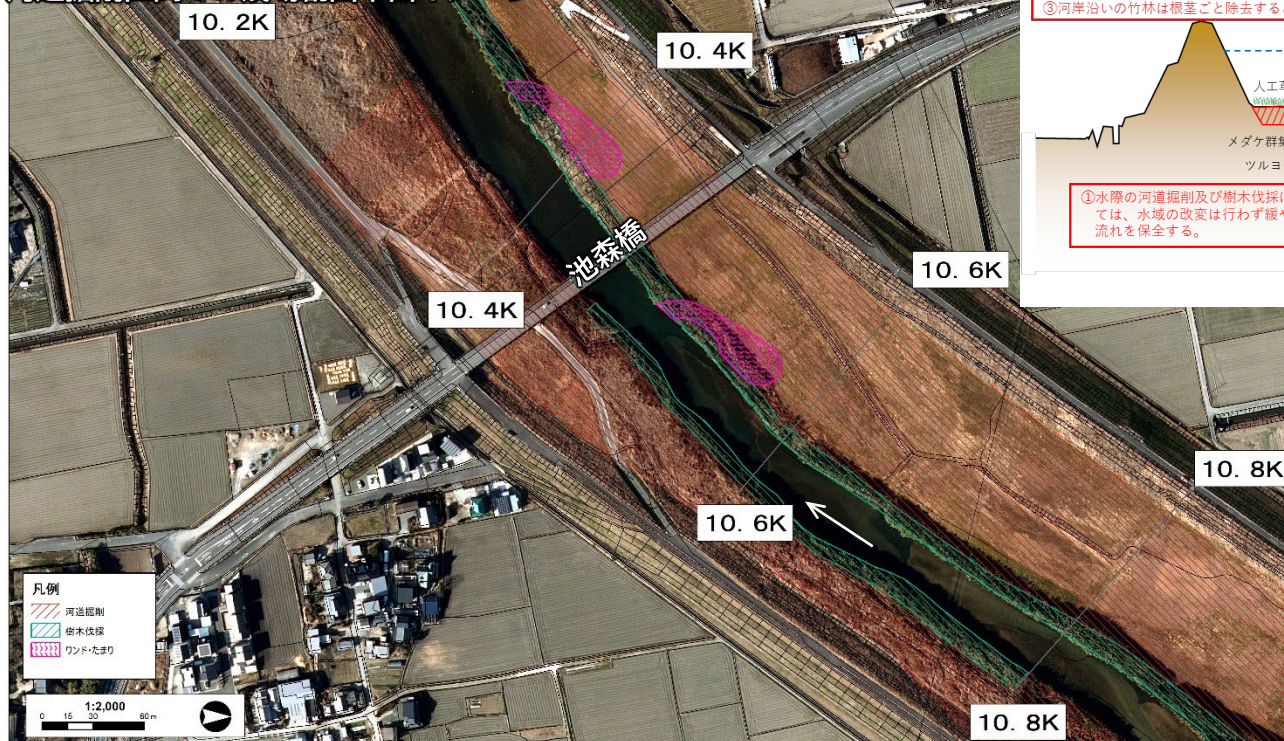


5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

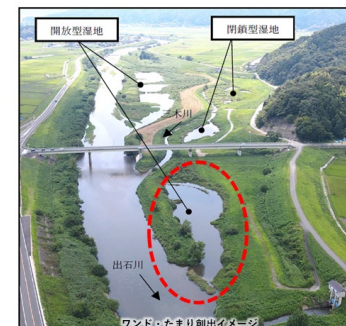
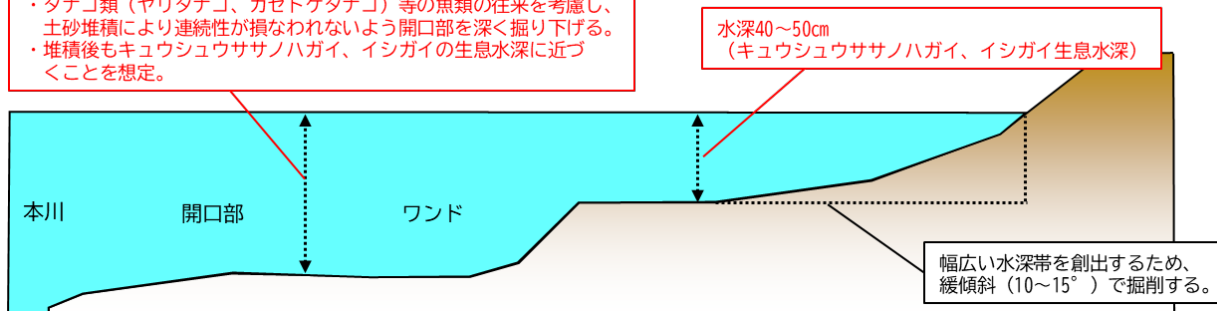
河川環境の整備と保全（保全・創出方法）

- 現状の利活用状況から、高水敷を掘り込むことが可能と考えられる池森橋周辺の河川整備においては、タナゴ類（ヤリタナゴ、カゼトゲタナゴ）および産卵母貝（キュウシュウササノハガイ、イシガイ）の定着を目的とした、ワンドの創出を図る。

河道掘削区間での浅場創出平面イメージ



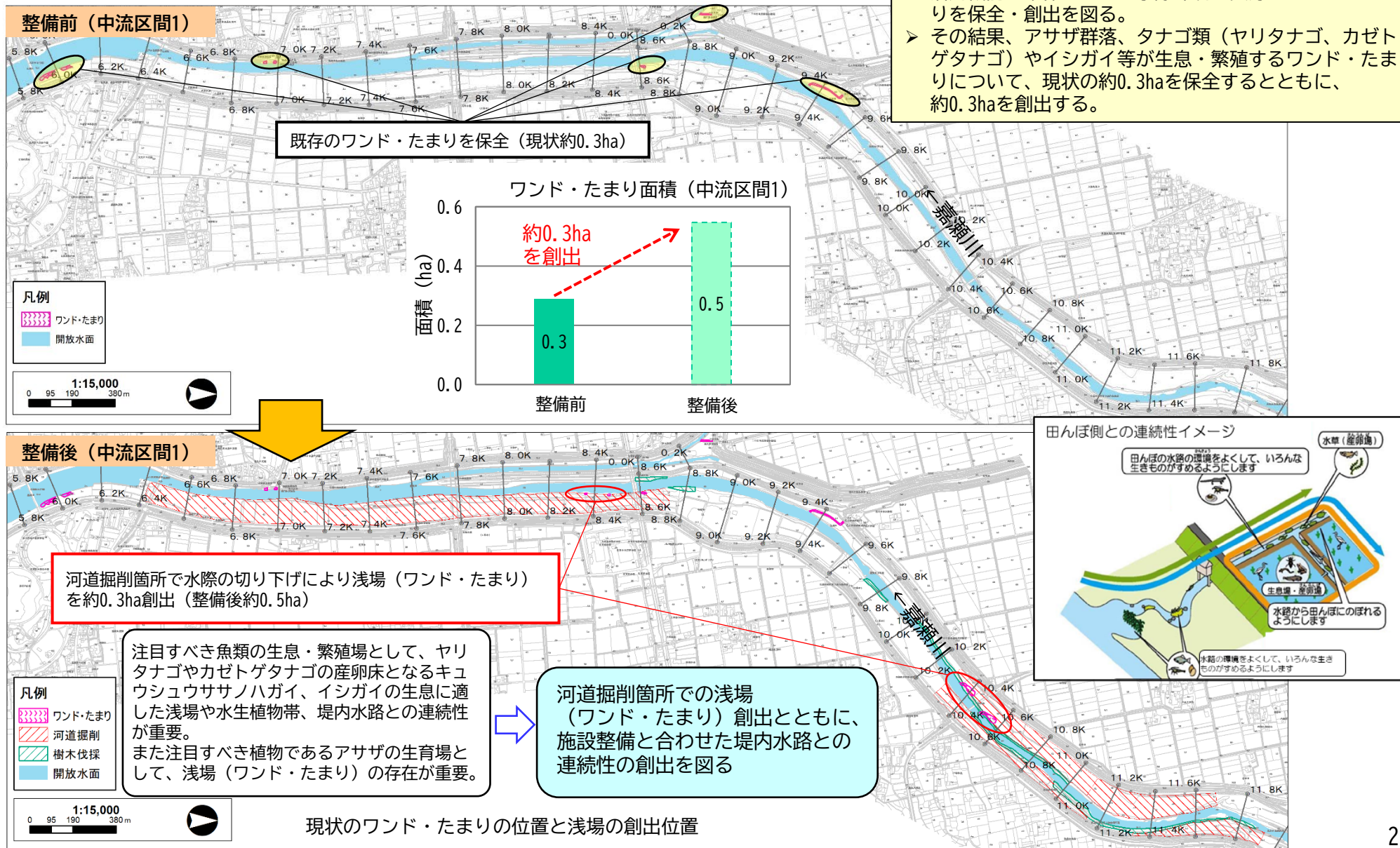
- 水深100cm
・タナゴ類（ヤリタナゴ、カゼトゲタナゴ）等の魚類の往来を考慮し、土砂堆積により連続性が損なわれないよう開口部を深く掘り下げる。
・堆積後もキュウシュウササノハガイ、イシガイの生息水深に近くすることを想定。



5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全（整備前後）

- 嘉瀬川中流区間1（5.6k～11.0k）の河川整備においては、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場などの利活用機能を確認しつつ、水際環境の良好なワンド・たまりを保全・創出を図る。
- その結果、アサザ群落、タナゴ類（ヤリタナゴ、カゼトゲタナゴ）やイシガイ等が生息・繁殖するワンド・たまりについて、現状の約0.3haを保全するとともに、約0.3haを創出する。



5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

河川環境の目標設定

＜嘉瀬川（中流区間2）の目標＞

瀬・淵やワンド・たまりなど、多様な流水環境を保全・創出する

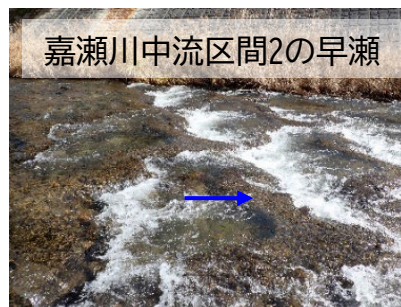
- アユが生息する早瀬・淵を保全・創出する。
- タナゴ類（ヤリタナゴ、カネヒラ等）が生息するワンド・たまりを保全・創出する。



嘉瀬川中流区間2の空中写真



嘉瀬川中流区間2の早瀬



嘉瀬川中流区間2の淵



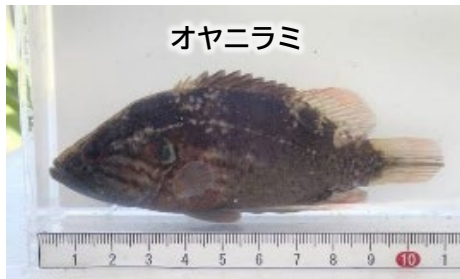
嘉瀬川中流区間2のワンド（樋門流入部）



アユ



オヤニラミ



ヤリタナゴ



カネヒラ



5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

整備の方向性

- HWLでの流下能力を満足させるため、同区間については河道掘削及び樹木伐採を実施する。また、現行河川整備計画の残メニューである堤防整備を行う。
- 樹木伐採：嘉瀬川15k600～15k800右岸
河道掘削：15k400～15k600右岸
堤防整備：16k000～16k400

整備案の概要

- ① 河床を保全することで瀬・淵に生息するアユ等の魚類の生息環境を保全する。流れの単調な箇所では水制工や床固めにより多様な流れを創出する。
- ② 河道掘削では水際を切り下げて浅場（ワンド・たまり）・水際植生帯を創出し、ヤリタナゴ、オヤニラミ等の魚類の生息場・産卵場を創出する。
- ③ 樹木伐採箇所では植物の重要な種の生育が確認された場合は移植を検討する。
- ④ 河道掘削箇所の竹林は根茎ごと除去することで竹林の再繁茂を抑制し、植生の多様化を促す。モニタリングにより再繁茂抑制効果を確認する。



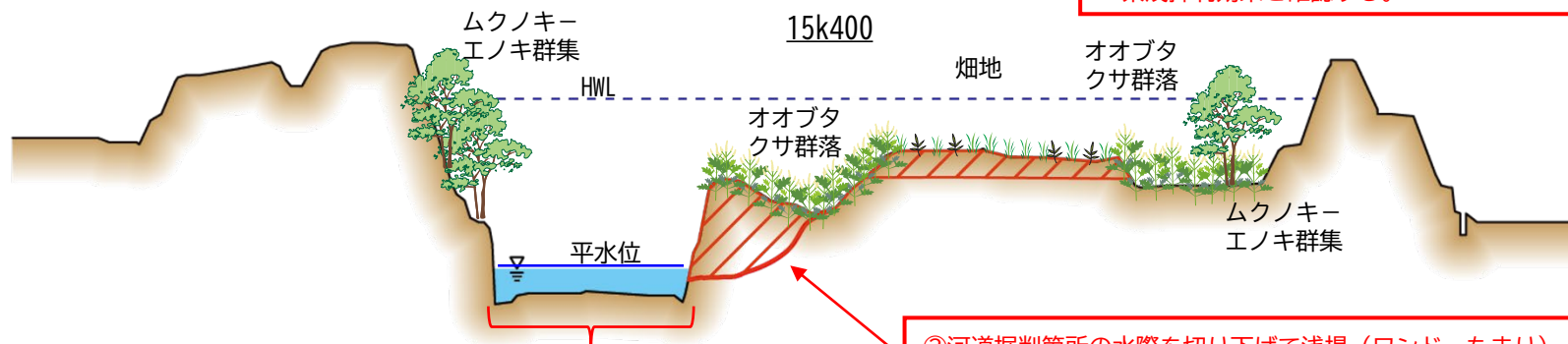
嘉瀬川中流の早瀬



嘉瀬川中流の淵



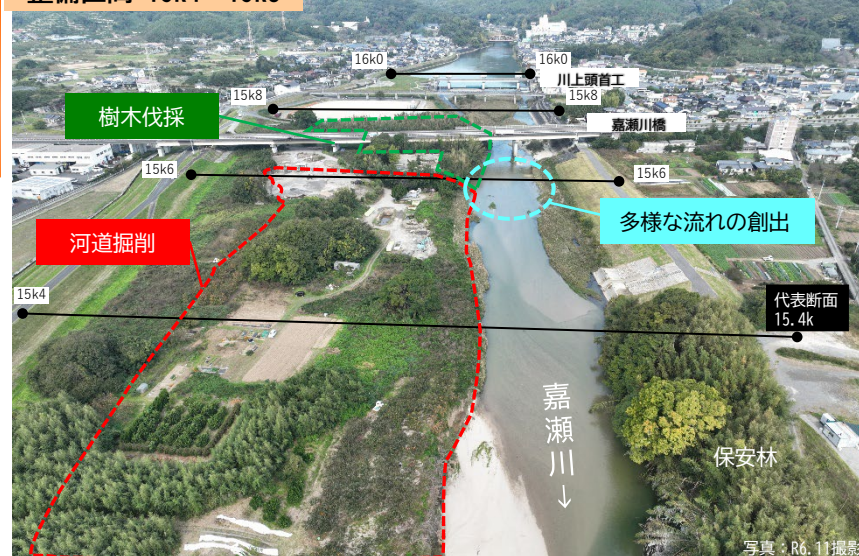
産卵母貝
(キュウシュウササノハガイ)



①河床を保全することで瀬・淵に生息するアユ等の魚類の生息環境を保全する。流れの単調な箇所では水制工や床固めにより多様な流れを創出する。

河川環境の整備と保全（保全・創出方法）

整備区間：15k4～15k8



③樹木伐採箇所では植物の重要な種の生育が確認された場合は移植を検討する。

④河道掘削箇所の竹林は根茎ごと除去することで竹林の再繁茂を抑制し、植生の多様化を促す。モニタリングにより再繁茂抑制効果を確認する。

②河道掘削箇所の水際を切り下げて浅場（ワンド・たまり）・水際植生帯を創出し、ヤリタナゴ、オヤニラミ等の魚類の生息場・産卵場を創出する。

5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

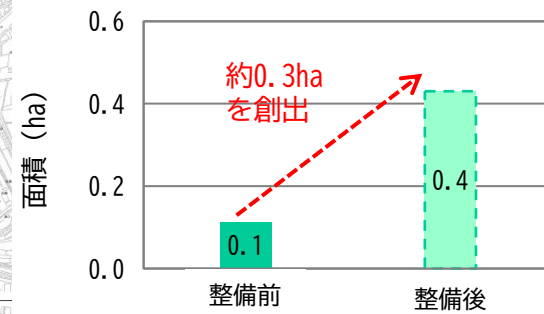
河川環境の整備と保全（整備前後）

- 嘉瀬川中流区間2（11.0k～16.6k）の河川整備においては、瀬・淵やワンド・たまりなど、多様な流水環境の保全・創出を図る。
- その結果、アユなどの生息・繁殖に適した瀬・淵の保全・創出を図るとともに、タナゴ類（ヤリタナゴ）、カネヒラ、イシガイ等の生息・繁殖に適したワンド・たまりについて、現状の約0.1haを保全するとともに、約0.3haを創出する。

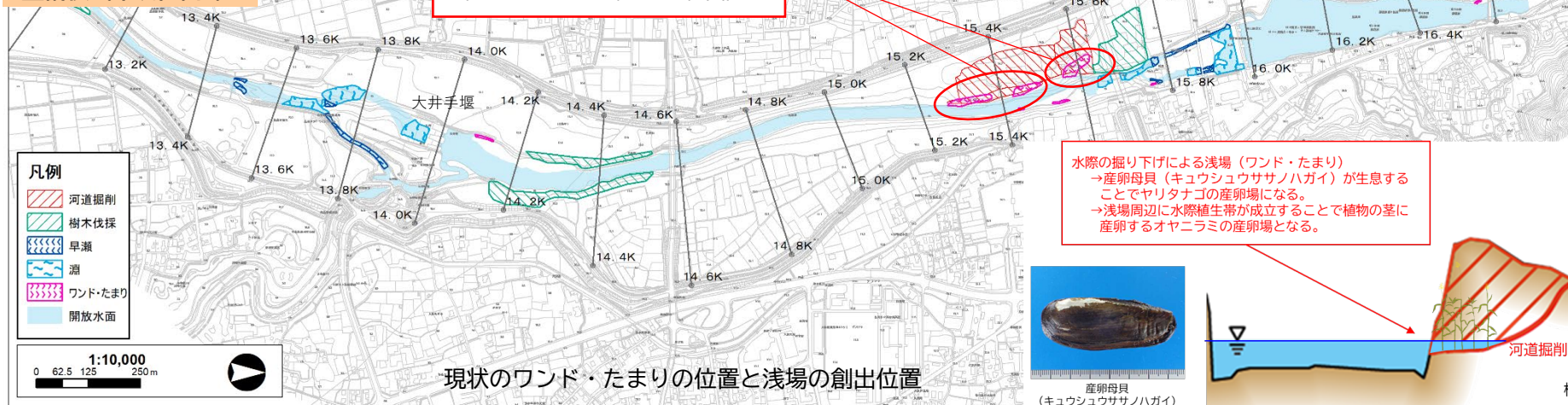
整備前（中流区間2）



ワンド・たまり面積（中流区間2）



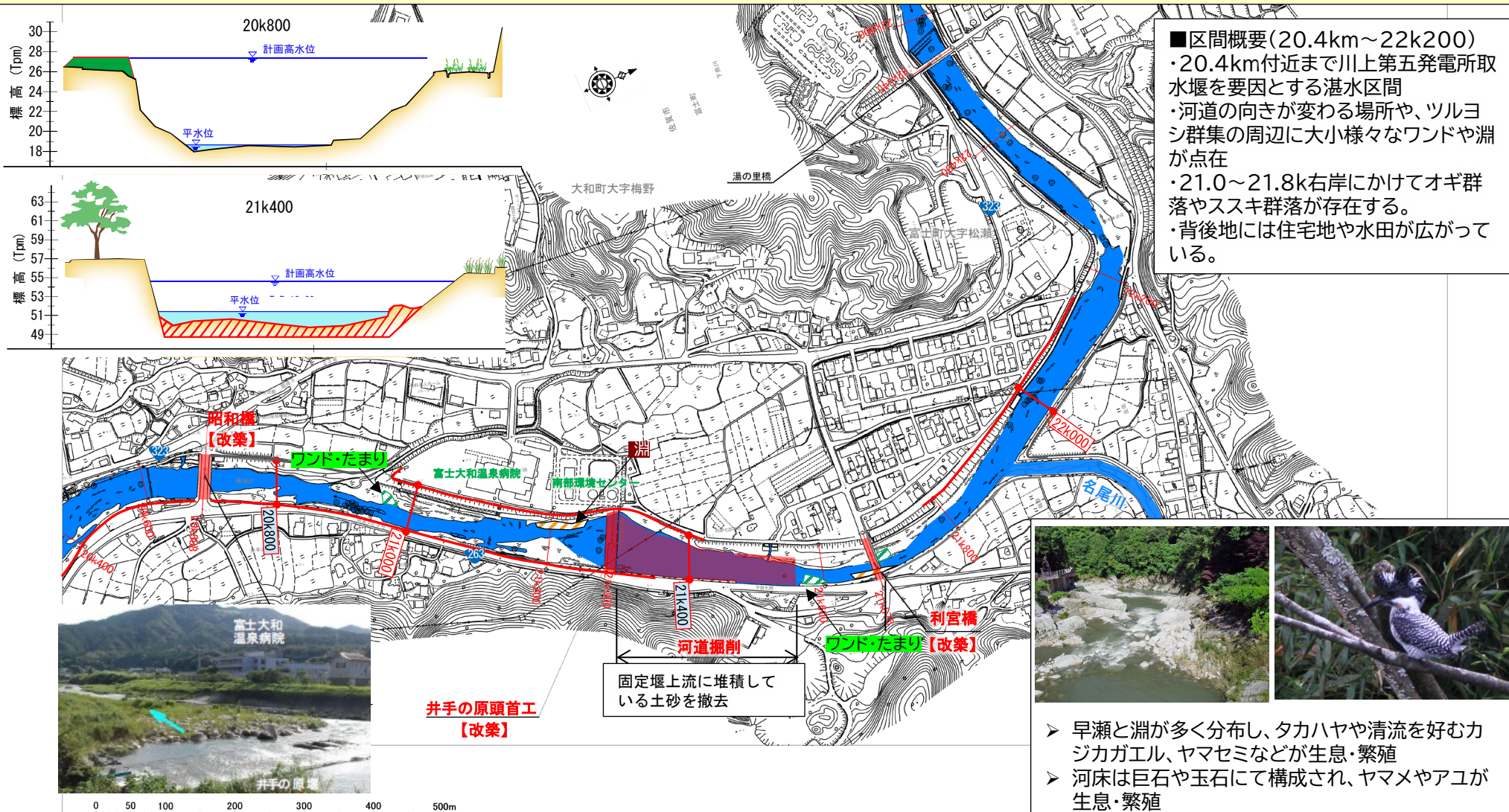
整備後（中流区間2）



5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

河川環境の保全

- 嘉瀬川県管理区間においては、河積が不足している区間において、堤防整備や河道掘削、横断工作物改築等を実施
- ヤマメやアユの産卵場となっていることから、河床を保全するとともに、河道掘削を実施する区間においては、魚類や底生生物の生息場の保全・創出に努めます。



5. 河川整備計画変更のポイント ②更なる良好な河川環境の整備と保全

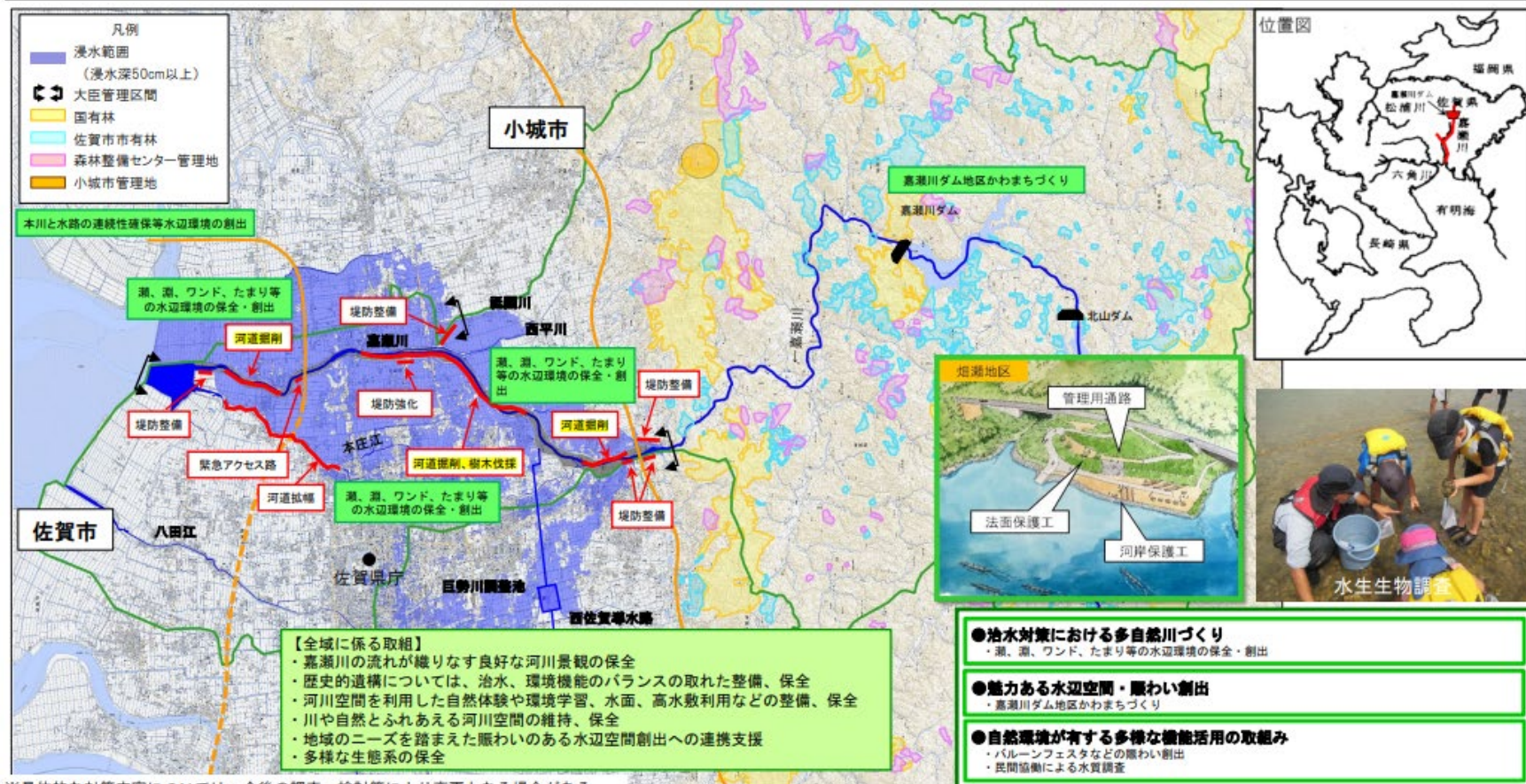
流域治水におけるグリーンインフラ

嘉瀬川水系流域治水プロジェクト【グリーンインフラ】

～佐賀県特有の広大な低平地を洪水から守る治水対策の推進～

●グリーンインフラの取組『瀬・淵の保全・創出とアユの産卵場やタナゴ類の生息する水辺環境の創出』

- 嘉瀬川の中流域は嘉瀬川大堰等からなる湛水区間が大半を占め、瀬や淵が少ない区間となっている。数少ない瀬や淵はアユ等の産卵場、タナゴ類の生息地として知られている。
- アユ等の産卵場及びタナゴ類の生息環境を創出するため、今後概ね10年間で連続する瀬と淵、水生植物帯やワンド・たまり環境を保全・創出するなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。



5. 河川整備計画変更のポイント ③水防災意識社会再構築等

水防災意識社会再構築

- ▶ 嘉瀬川流域において、洪水による氾濫が発生することを前提に、社会全体で目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進して洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、「嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立。この協議会で嘉瀬川における「現在のための取組目標及び取組方針」を策定しており、今後も推進していく。



嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催状況



防災に関する出前講座



防災アプリによる情報発信

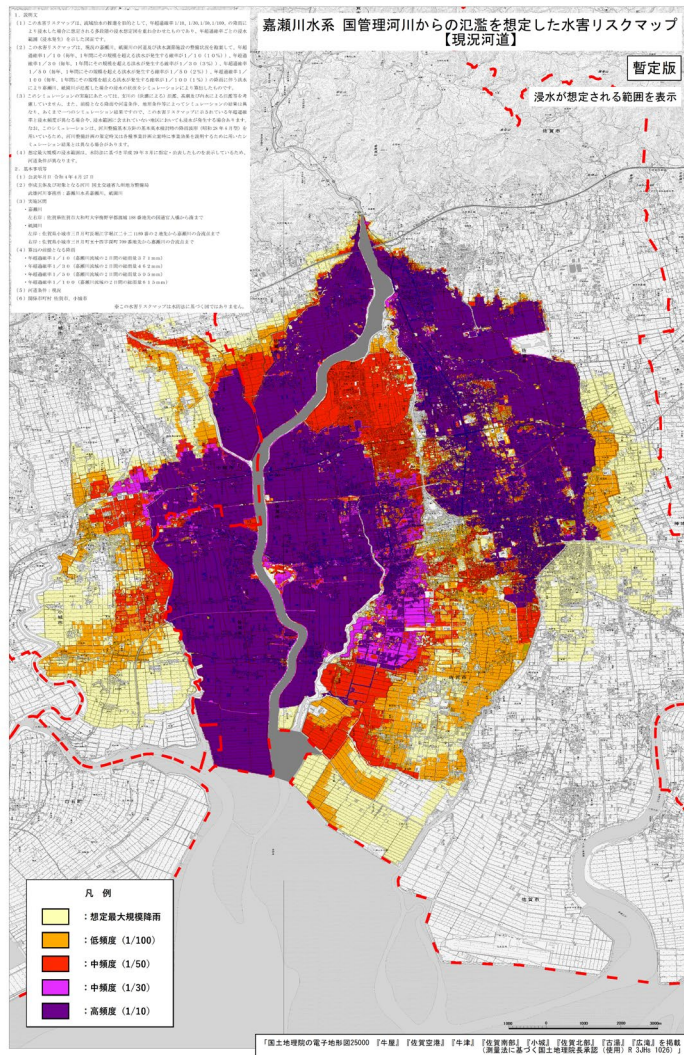


地元自治会の防災研修

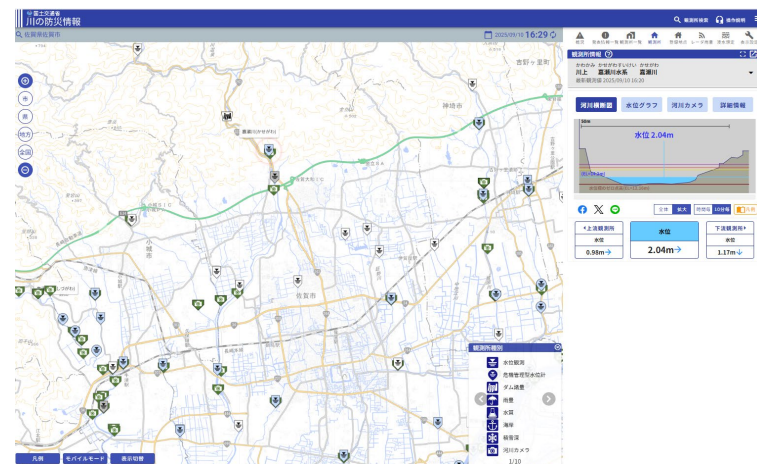
5. 河川整備計画変更のポイント ③水防災意識社会再構築等

防災情報の多様化

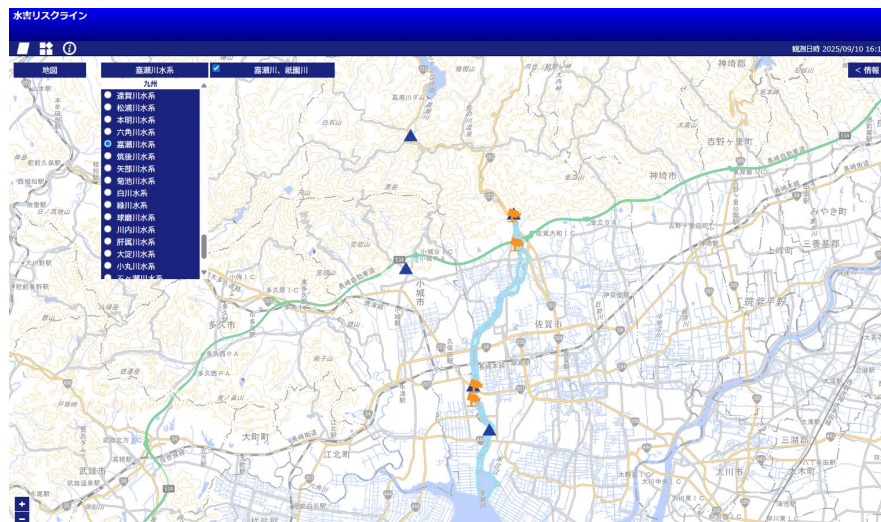
- 洪水、津波、高潮等による被害を最小限にとどめるため、地域住民及び自治体等の受け手の判断・行動に役立つ危険箇所等の情報の整備とともに、それを確実に伝えるための体制づくりに努める



水位危険度レベル表示



リアルタイム情報の発信



水害リスクライン（防災情報高度化の事例）

5. 河川整備計画変更のポイント ④流域治水に関する取組

流域治水とは

河川区域だけでなく、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる地域において、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

- 川を流れる水の源は、川の上に降った雨だけではありません。
- 大地に降った雨も、地表を流れたり地中に染みこみながら、川に流れ込みます。この雨が川に入ってくる範囲を「流域」と呼びます。
- これまでの治水対策は河川管理者による河川区域等の整備が主体でした。
- しかし、昨今の気候変動による水災害リスクの増加によって、これまでの河川整備等だけの治水対策だけでは流域を洪水から守り切ることができません。
- だからこそ、これからの治水対策は河川だけではなく私たちが生活する大地にも目を向け、流域に関わるあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して対策を進めていく必要があります。それが「流域治水」です。
- 例えば、各家庭で雨水を貯める施設を設置したり、水害時の自身の防災行動を整理したマイタイムラインを作成したり、一人一人の行動が流域治水の推進につながります。

流域治水のイメージ図



5. 河川整備計画変更のポイント ④流域治水に関する取組

流域治水プロジェクト

嘉瀬川水系流域治水プロジェクト【位置図】

R6.3更新(2.0策定)

～佐賀県特有の広大な低平地を洪水から守る治水対策の推進～

○昭和28年6月洪水では、嘉瀬川流域内で甚大な被害が発生したことを踏まえ、以下の取り組みを一層推進する。国管理区間においては、気候変動（2℃上昇時）下でも目標とする治水安全度を維持するため、戦後2番目となる昭和28年6月洪水に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した洪水を安全に流下させることを目指す。

○河道掘削等の事前防災対策を引き続き推進し、流出抑制対策の検討や防災まちづくり等、流域関係者が一体となった防災・減災対策を図る。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画の過程でより具体的な対策内容を検討する。

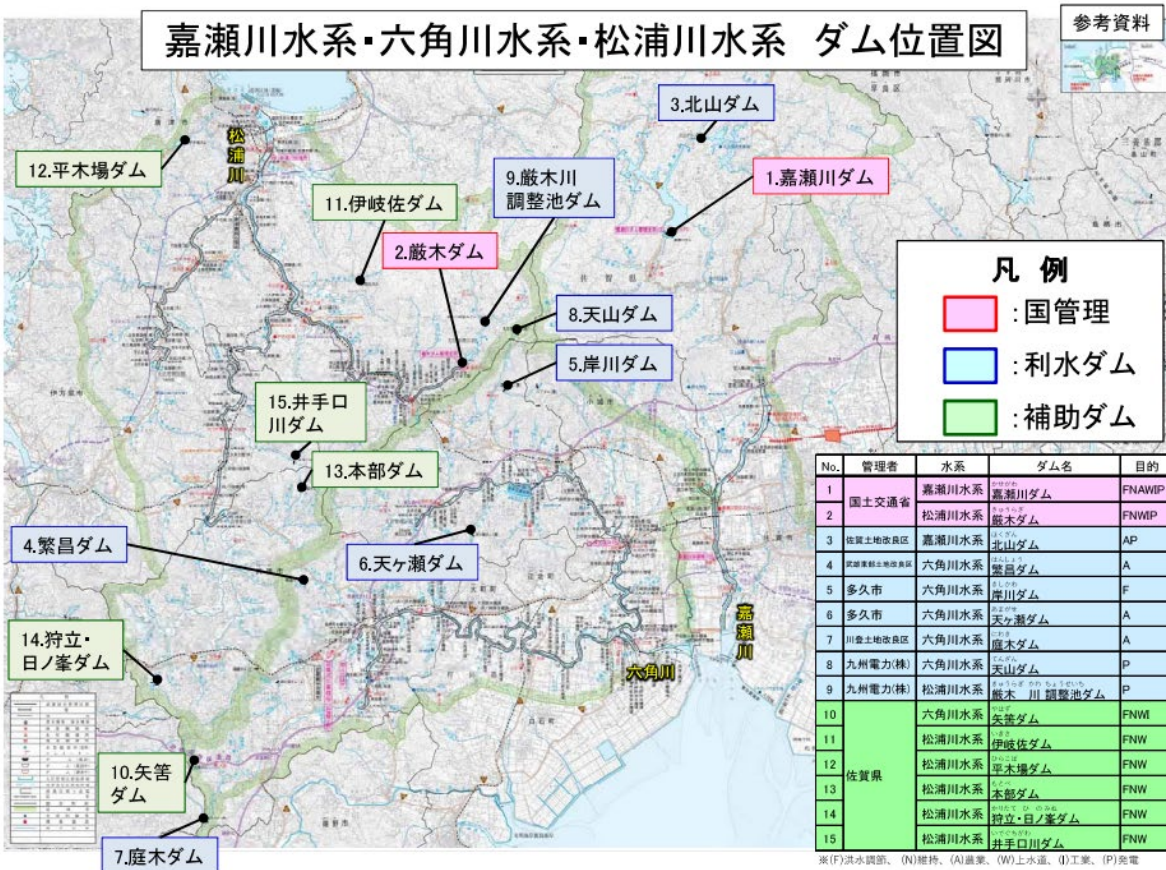
5. 河川整備計画変更のポイント ⑤事前放流

事前放流

- 令和2年（2020年）1月に河川法第51条の2項に基づく「嘉瀬川水系・六角川水系・松浦川水系既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会」を設立し、**令和2年（2020年）3月**に、水系内の2つの既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、河川管理者、ダム管理者等と「嘉瀬川水系治水協定」を締結し、事前放流を推進している。
- 現時点までの間に事前放流が必要となる洪水は生じていないが、引き続き、洪水被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、事前放流等の効果的な取組を一層推進していく。

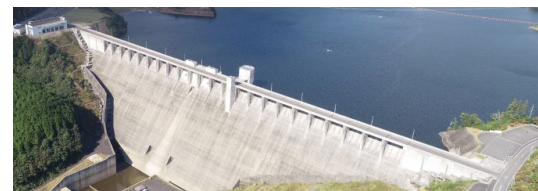
嘉瀬川水系・六角川水系・松浦川水系 ダム位置図

参考資料



※(F)洪水調節、(N)維持、(A)農業、(W)上水道、(I)工業、(P)発電

嘉瀬川ダム



北山ダム



出典：佐賀土地改良区



既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会の開催状況

6. 嘉瀬川水系河川整備計画の主な変更

➤ 河川整備計画の構成について、社会情勢の変化に伴う追記やこれまでの事業進捗を踏まえ、下記のとおり構成を変更

嘉瀬川水系河川整備計画【現行】（H19.12）目次	嘉瀬川水系河川整備計画【変更原案】目次
1. 嘉瀬川の概要	1. 嘉瀬川の概要
1.1 流域及び河川の概要	1.1 流域及び河川の概要
1.2 治水の沿革	1.2 治水の沿革
	1.2.1 洪水の概要
	1.2.2 治水事業の沿革
1.3 利水の沿革	1.3 利水の沿革
	1.4 河川環境の沿革
2. 嘉瀬川の現状と課題	2. 嘉瀬川の現状と課題
2.1 治水の現状と課題	2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
2.1.1 洪水対策	2.1.1 洪水対策
2.1.2 堤防の安全性	2.1.2 堤防の安全性
2.1.3 内水対策	2.1.3 内水対策
2.1.4 高潮対策	2.1.4 高潮対策、地震・津波対策
2.1.5 河道の維持管理	2.1.5 河道の維持管理
	2.1.6 総合的な土砂管理
	2.1.7 河川管理施設の維持管理
	2.1.8 危機管理対策
	2.1.9 既設ダムの有効活用
	2.1.10 施設の能力を上回る洪水等への対応
	2.1.11 気候変動への適応
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題
2.2.1 河川水の利用	2.2.1 河川水の利用
2.2.2 渇水の発生状況	2.2.2 渇水時等の対応
	2.3 河川環境の現状と課題

6. 嘉瀬川水系河川整備計画の主な変更

➤ 河川整備計画の構成について、社会情勢の変化に伴う追記やこれまでの事業進捗を踏まえ、下記のとおり構成を変更

嘉瀬川水系河川整備計画【現行】（H19.12）目次	嘉瀬川水系河川整備計画【変更原案】目次
3. 河川整備の目標に関する事項	3. 河川整備の目標に関する事項
3.1 河川整備の基本理念	3.1 河川整備の基本理念
3.2 河川整備計画の対象区間	3.2 河川整備計画の対象区間及び計画対象期間
	3.2.1 河川整備計画の対象区間
3.3 河川整備計画の対象期間	3.2.2 河川整備計画の対象期間
3.4 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
3.4.1 洪水対策	3.3.1 目標設定の背景
3.4.2 内水対策	3.3.2 整備の目標
3.4.3 高潮対策	
3.4.4 維持管理	
3.4.5 危機管理対策	
3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
3.6 河川環境の整備と保全に関する目標	3.5 河川環境の整備と保全に関する目標
4. 河川整備の実施に関する事項	4. 河川整備の実施に関する事項
4.1 河川整備の実施に関する考え方	4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方
4.1.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減	4.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
4.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	4.1.2 洪水災害復旧及び局所的な対応
4.1.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場の整備	4.1.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
	4.1.4 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備
	4.1.5 河川整備の実施に関する総合的な考え方
4.2 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに 当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能の概要	4.2 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに 当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能の概要
4.2.1 洪水対策に関する整備	4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する整備
4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備	4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
4.2.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備	4.2.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

6. 嘉瀬川水系河川整備計画の主な変更

➤ 河川整備計画の構成について、社会情勢の変化に伴う追記やこれまでの事業進捗を踏まえ、下記のとおり構成を変更

嘉瀬川水系河川整備計画【現行】（H19.12）目次	嘉瀬川水系河川整備計画【変更原案】目次
4.3 河川の維持の目的及び施工の場所	4.3 河川の維持の目的、種類及び施工の場所
4.3.1 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4.3.1 洪水、高潮、地震・津波による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項	4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項
5. 嘉瀬川の川づくりの進め方	5. 嘉瀬川における総合的な取組
5.1 関係機関・地域住民との連携	5.1 関係機関・地域住民との連携
5.2 地域住民の関心を高めるための広報活動	5.2 河川情報の発信と共有
5.3 嘉瀬川を通じたコミュニティの形成	5.3 地域の将来を担う人材の育成等
	5.4 嘉瀬川の価値・魅力の再認識
	5.5 洪水調節施設を有効活用する取組を一層推進
	5.6 防災力向上及び河川環境の保全等に資するコミュニティ形成への支援活動
	5.7 DX（デジタルトランスフォーメーション）等新たな取組の推進
	5.8 流域全体を視野に入れた取組
	5.9 生態系ネットワークの形成
	5.10 嘉瀬川流域の持続可能な社会の形成
	5.11 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント

7. 嘉瀬川水系河川整備計画（変更）に係るスケジュール案

